

学位論文題名

圏域としての歴史

－明治前半期における〈歴史〉の言説と諸ジャンルの編成－

学位論文内容の要旨

〔形式〕本論文は、序論、第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部、総論、注、参考文献によって構成され、400字詰め原稿用紙に換算すると約611枚に相当する。

〔内容〕本論文は、明治前半期における歴史教育に関する教育政策側の言説、明治期に定着する歌舞伎の一ジャンルである活歴などの演劇とそれに関する演劇論、そして小説および小説論の三つの領域を対象に、その三領域を横断する〈歴史〉の問題を論じたものである。特に本論文は、三つの領域に関わる歴史観として、福沢諭吉の『文明論之概略』などに代表される文明史観と、『大日本史』から教育政策への線上で浮上する再編された儒教主義に基づく歴史観、つまり万世一系などの国体イデオロギーと接合された儒教的史観に着目している。したがって、上の三領域にわたる分析は、多くの民衆の歴史書とも絶えず比較対照する形で展開される。また、これらの歴史観や歴史記述の手法、或いは演劇と小説のストーリーと表現方法についても、文明史観や儒教主義などとして一括するのではなく、絶えずそれを構成する諸要素に分解し、その配分と接合の様態を分析している。これは上の二つの史観をはじめ、多くの領域や歴史観が必ずしも排他的に区別しうるわけではなく、むしろ複雑に交錯しているこの時代を分析する上で妥当な分析法といえる。

更に本論文のもうひとつの関心は、こうして史観と領域とが交錯する状況から、歴史/演劇/小説といったジャンル区分の要請が生まれてくる経緯である。これには、内面を「写す」という認識に関する大きな変容が密接に関わる。つまり近代的な国家統合をめざして国民を編成すべく、過去の歴史が再構成される局面でも、また再構成された歴史を手がかりに民衆の啓蒙と教化を行う際のモデルとしても、更には演劇や小説のジャンル形成においても、この「写す」ことをめぐる認識の変化が、重要な問題として探求されている。

次いで、以下により詳細な内容を述べれば、まず序論では、本論文が扱う対象領域と分析方法を提示し、また先行研究の検討を行っている。

こうした序論に続いて、第Ⅰ部で取り上げられるのは、明治12年の教育令にはじまる一連の教育改革にあって、歴史教育が教育政策上、どのように位置づけられ、またそこでいかなる歴史認識が提示されるかといった問題である。この時期の教育改革の方針に、忠義愛国を旨とする儒教主義的な歴史観と、進歩や発展に貢献する普遍的な人間像に裏打ちされた文明史観とが、大きな影響を及ぼしていた点については既に多くの指摘がある。しかし、本論文は、当時の儒教主義と文明史観を、より大き

な視点から再検討する一方で、双方の価値観を構成する諸要素を詳細に検討し、それらが従来、指摘されてきたほど対立的な関係にあったわけではないことを論証している。

このような点を明らかにするために本論文は、まず江戸期から明治期にかけて編纂された『大日本史』を支える歴史観の変容を取り上げ、特に後期水戸学から明治前半期の展開において、儒教主義の近代的再編が行われたこと、つまり「忠」の対象を封建君主から天皇に移行させ、万世一系や千古不易といった国体論的な歴史観との接合がなされた点に注目する。

その一方で本論文は、福沢諭吉の『文明論之概略』や田口卯吉の『日本開化小史』といった代表的な文明史観に基づく著作について、西欧の文明史観と比較しつつ詳細な分析を試みている。そして、進歩を前提とした因果論的な歴史的事象の結びつけや、日本の文明化の度合いや今後の発展の可能性を見出すべくなされる過去の検討、更には文明化の推進のためになされる民衆教化といった文明史観の主要な要素の底流に、強い愛国思想が流れていることを指摘する。つまり、文明化した独立国家たるべく、民衆に文明的な価値を教え込むこと自体が、既に精神的なレベルでの国家統合を意味するものだというのである。

このような検討の結果、本論文は、その内実や方法が異なっても、近代的な国家統合が前提とされ、その統合原理のもとで、客分意識の強かった民衆を含めた国民の編成がめざされていた点において、儒教主義と文明史観には共存可能な要素があったことを照らし出している。そしてそれをもとに、明治10年代の歴史教育をめぐる教育改革論議を再検討し、特に小学校教則綱領や三宅米吉による教育論などには、これら二つの価値観の共存を認めている。それは、当時の幅広い文脈にあっても、これら二つの史観ないしイデオロギーが、国家統合を共通の台座としつつ競合していた可能性を示唆する研究成果といえよう。

続く第II部で本論文が着目するのは、演劇の領域で徐々に進行する特異なリアリズム化の様態と、第I部で検討された二つの歴史観との諸関係である。このような関係を究明するために、ここではまず明治初年の新作狂言「黄門記幼童講釈」と「近世開港魁」の内実と評価、それに当時の代表的な演劇論の分析を行っている。当時の演劇と演劇論では、歴史上の人物に実名の使用が許されることを受けて、過去の社会風俗などを精確に「写す」ことが求められるようになるとともに、そこに勧善懲悪的な要素を盛り込み、中等以下の民衆を教化啓蒙することが求められている。そうした点では先の新作狂言も、ほぼこうした傾向を示すものだが、しかし前者の「黄門記幼童講釈」が、『徳川実記』のような正史的史書に依拠しつつ勧懲を提示している点で、儒教主義的な史観に適合的であるのに対して、後者の「近世開港魁」には、幕末の状況を写し出したものであるが故に、正史がいまだ存在しない歴史が描かれている。この差異に着目する本論文は、後者に儒教主義的な正史と勧懲の関係の破綻を読み取り、この作品に対する当時の評判が過去の社会風俗を「写す」か、勧懲を描くのがよいかの間で揺れ動いたのも、こうした破綻の帰結であると論じている。

次いで本論文が問題化するのは、とりわけ明治10年代に歌舞伎の一ジャンルとして台頭する活歴であり、このジャンルではいっそう精緻なリアリズム化＝「写す」ことが求められる。ここではまず手始めに、自由民権運動における急進派・小室信介の『東洋民権百家伝』を間接照明として「東叡山農夫願書」の分析を試み、この作品には勧懲の構図はあっても、既に文明史の構図が大きな比重を占めている点に本論文は注目する。特に義民としての佐倉宗吾を見出す視線は、文明化の先行者として儒

教的な忠臣ではなく、民衆の代表者像を打ち出すものであり、同時にその表象が今後のあるべき民衆像のモデルとなるものであると論じている。またこうした民衆のヒーローを描く歴史が、治者の興亡史を主眼とした儒教的史観の批判であると指摘し、更に『文明論之概略』の福沢が、すでに義民を文明の先行者とみなしていた点を示して、福沢と小室信介、そして活歴との間に、共有される民衆像があったことを探り当てている。

他方、このような文明史観の活歴への浸透は、民間における典型的な文明史のひとつ、藤田茂吉の『文明東漸史』に材を求めた、活歴『夢物語廬生容画』でも指摘される。この活歴では、高野長英と渡辺崋山が描かれるが、それは文明の東漸という全体史の枠組みの中に、文明の先行者という個人史が象眼されることであり、この点では福沢や田口卯吉が歴史に求めた全体史と個人史の統合が具体化されていることを、本論文は明らかにする。また文明の先覚者を見出すことは、普遍的な文明化の段階の中に、特殊例としての日本を位置づける手だてであることを指摘して、福沢や田口の文明史観の骨子のひとつ、全体史と個人史、普遍史と個別的な歴史としてのナショナル・ヒストリーの結合が、小室信介や藤田茂吉の民間の史書と、活歴を結ぶ線上で具現化されていることを示している。

こうした演劇と民間史書の関係は、当時の演劇が次第に文明史観へシフトしてゆく経緯を物語っているが、ただし本論文は、儒教主義と入れ替わった文明史が正史となり、その枠組みの中で個別的な要素が位置づけられる点では、『大日本史』以来の古い歴史記述のありようが部分的に残存している点をも見逃してはいない。また歴史をそのまま「写す」ことは、過去の文明化の度合いを検証し、民衆へ文明を啓蒙するという点で、極めて重要であった点をも強調している。

最後の第Ⅲ部で本論文が問題にするのは、第Ⅱ部の末尾で提示されていたジャンル化の問題と、文明史観の拡大と浸透との複雑な関係である。既にⅡ部の最後で本論文は、自身の史書を素材とした活歴を評する藤田茂吉が、歴史が知識人の書き手と読者の間に流通すべきものであるのに対して、演劇は下級人士の啓蒙手段であると述べる点を重視して、そこに歴史/演劇の差別化をみている。またそれと同時に、人間の内面を「写す」ことに小説の特徴をみる『小説神髓』の坪内逍遙が、内面よりも可視的要素の模写を旨とする演劇に低い評価を下し、小説/演劇の差別化が行われ始めることにも着目している。そこで第Ⅲ部では、歴史/小説の区分がいかんにして形成されるかが問題となる。

こうした点から本論文が注目するのは、明治20年代前後に進行する、小説と歴史の相互干渉、つまり史書とも歴史小説ともつかぬ作品の頻出である。ここでとりあげられる島田三郎の『開国始末』や尾崎行雄の『経世偉勲』から、末広鉄腸による『雪中梅』にいたる変容として本論文が取り上げるのは、第一に、文明史観とその歴史記述の方法に沿いながらも、個人史の軸が拡大され、特に後の二作品では、才子佳人型のロマンスが前景化してくる経緯といえる。また第二の点としてあげられるのは、全体史と個人史をより緊密に結びつけ、儒教史観の徹底的な排除と公平な視点を偽装する『開国始末』に対して、後の二著では、俗語の採用や挿絵の多用など、文体と本の装丁のレベルでも小説性が強まる事情であろう。

だが、この第Ⅲ部の眼目は、こうした小説への傾斜という問題にとどまらない。むしろより重要なのは、これを小説と歴史の悪しき混合とみた坪内逍遙が、内面描写を特権化する一方で、歴史や風俗の模写を二義化し、芸術家としての作家主体の確立をめざすことで、歴史とは明確に区分されたジャンルとして小説を定位する経緯を描き出したことである。つまりジャンル化によって、文明史観とそ

の方法ばかりでなく、儒教主義との微妙な拮抗関係にある当時の状況からも小説は隔離されることになるが、本論文はこの小説の自立と孤立化に関する明確な判断を下していない。ただし、逍遙の発想には正史/稗史という滝沢馬琴以来の構図が残っており、いわば儒教主義とも通底するこの歴史観、小説観（稗史観）が、小説の自立と孤立化の大きな原因であることを重視している。

総論では、以上の論点がまとめられた上で、今後の展望が示されている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 中 山 昭 彦
副 査 助 教 授 佐 藤 淳 二
副 査 助 教 授 水 溜 真 由 美

学 位 論 文 題 名

圏域としての歴史

－明治前半期における〈歴史〉の言説と諸ジャンルの編成－

本委員会は、上記の論文を審査するに際して、基礎的な手続きの面と内容面とに分け、本論文が新しい研究の方向を切り拓くものと評価できるか否かを検討した。基礎的な手続きとして検討したのは、明治前半期における歴史教育論と民間史書、演劇と演劇論、小説と小説論の三領域を、そこに現れる歴史観という側面から横断的に考察する上での、必要とされる文献資料の適否、当該分野の研究史の把握の度合いと参考文献の理解度、引用文献の正確さ等の点である。また内容面としては、全体の構成と論理の展開力、各章ごとのテーマとその展開、方法の有効性、学術研究としての達成度などについてである。

以下、それらの検討の結果と本委員会の評価を、要点をしぼって説明していくことにしたい。

まず基礎的な手続きに関してであるが、本論文は上に示した三領域を、そこに示される歴史観を手がかりに検討、考察するものであるため、本論文がこれらの点に関して十分な量の文献を収集し、適切な理解を示しているか否かが検討された。その結果、本委員会では、ロマン主義的なナショナリズム論の系譜に分類しうる文献への目配りが不足しているものの、その他の点では適切な量の文献が対象とされており、各文献の位置づけと解釈も、ほぼ妥当なものであるとの判断に達した。

また本論文は、上の三領域が、当初は歴史観という局面において多様な相互干渉を起こしていながら、次第に互いが距離をとりはじめ、歴史、演劇、小説といった排他的なジャンルとして自立する経緯を明らかにしている。したがって、相互干渉が起こる時期とジャンル化がみられる時期の双方において、各領域に関する研究動向の把握の度合いや先行研究への理解度が、十分なものであるかどうかが問題となる。これらの点に関して本委員会では、研究動向の把握は公正なものであり、また先行研究に関しては、その記述が簡略化されすぎているという欠点はあるものの、ほぼ妥当な理解に達していると判断した。

更に、参考文献の理解度と引用文献の正確さについてであるが、前者に関しては、ほぼ十分な理解が示されており、後者に関しては、用字などにやや不正確な点がみられはするが、その度合いは許容範囲内にとどまるものであると考える。

次に内容面についてであるが、まず学術的な達成度という点からみれば、本論文の重要な成果の一つは、明治初年代から10年代にかけての文明史観と再編された儒教主義史観が、精神的な国家統合と国民の再編という点では、極めて近い認識を共有していたことを論証した点にあるといえる。つまり、国民としての意識をほとんどもたない「客分」としての民衆に、共有されるべき歴史観とそれに応じた来るべき国家のあり方を示すことを課題とする点で、両者は近接した認識を示しているのであり、事実、本論文は、歴史教育に関する言説や演劇作品において、これら二つの史観が共存している例がみられることを明らかにしている。ただし、こうした国家統合の問題と密接に関わるナショナリズムの形成と高揚に関する言説が、より広範な領域で検討されていない点は今後の課題といえる。

また、本論文の第二の成果は、演劇の領域で文明史観が徐々に儒教主義的史観を凌駕してゆく経緯を明らかにし、その上で、文明史観にもとづく民衆の啓蒙という路線にとって、この領域が重要な役割を果たすことを期待され、また実際そのように機能した可能性がある点を論証したことである。特に当時の演劇においては、歴史の細部にいたるまで「写す」ことが期待されているが、これはまず、儒教的な勸善懲惡の物語の否定を可能にする。また、それとともに、日本の歴史にも文明化の要素が既に存在していることの証拠ともなり、更に今後の文明化を促すモデルとしての歴史の再構成を、あたかも事実の再現であるかのように偽装する効果をもったことが明らかにされている。しかし、この点に関する問題点をあげておけば、正史/稗史という儒教的な歴史観による区分を、文明史における全体史と個人史にも部分的に採用したため、文明史観の浸透という論の展開が、ややわかりにくくなった点にあるといえる。

更に本論文の第三の成果は、国民の統合が一定程度、達成された明治20年前後に、歴史/演劇/小説を排他的に区分するジャンル形成がみられる点を究明したことであろう。これは、身分差を越えた国民の編成から、芸術家・知識人とその他という新たな区分が形成されることとも、密接に関わる事象といえる。また、本論文が特に注目している小説/歴史というジャンル区分は、日本の小説が描き出すべき範囲を、人間の内面を「写す」ことや私的生活の模写に限定し、儒教的歴史観と文明史観が微妙に交錯しつつ拮抗する政治的状況や、歴史認識をめぐる種々の抗争からも切り離すものである。ただしこのような事態を、文学の自立とみるか孤立化とみるかについて、本論文がその後の文学史に照らして明確な判断をしていない点には問題が残る。

以上のように、本論文は、いくつかの課題や欠陥がみられるものの、演劇における文明史観の浸透と、その民衆への教化に関する一定の効果の指摘、更にジャンル形成に関する指摘など、従来の研究にみられない独創的な視点を数多く含んでいる。本論文の一部が、二本の雑誌論文として全国学会誌に掲載され、高い評価を得ていることも、その高度な学

問的達成度を物語るものといえる。

したがって本委員会では、以上の審査結果に鑑み、全員一致して、本論文が博士（文学）の学位を授与するに相応しい成果であるとの結論に達した。